

仕 樣 書 番 号	No.24
-----------	-------

180号建物他照明器具改修工事

役務件名	58号建物他照明器具改修工事	図面番号	1/6
。 図 名	表紙	縮 尺	—
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科當繕班		作成年月日	R8.7.6

工 事 仕 様 書

1 工事件名：180号建物他照明器具改修工事

2 工事場所：茨城県古河市上辺1195 陸上自衛隊古河駐屯地

3 工事概要：照明器具の更新

4 工事種目：電気設備工事……………1式

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「180号建物他照明器具改修工事」に摘要する。
- (2) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書（電気設備工事編）」
のものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確
実に実施すること。
- ア 国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- イ 国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- (3) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (4) 図面の内容と現況とに相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官
を通じて契約担当官と協議する。

(5) 責任施工

工事施工は、すべて設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後
の機能を完全に満足させるよう誠実に施工するものとする。

(6) 現場代理人及び主任技術者

現場代理人は、工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とし
る。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官
に1部提出するものとする。

(7) 工事工程表

契約相手方は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場
合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。

(8) 材料

ア 仮設用及び特に示されたもの以外はすべて新品であること。

イ 工事に使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用すること。

ウ 監督官の指定する材料は、承認図及び見本等を提出して承認を受けること。

エ 工事に使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を
提出して承認を受けること。

(9) 工事現場管理

ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、
常に注意を怠らないようにすること。

イ 本工事の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、契約相手方の負
担により直ちに現状復旧すること。

ウ 資材搬入口及び資材置場については、監督官の指示に従うこと

エ 工事で使用する電気及び水については官側の施設を使用することは原則認めないものとする。

(10) 工事写真

ア 写真はカラー（サーベイス版）とし、1部（台紙貼付等）を提出するものとする。

イ 撮影要領

(7) 各工程毎施工前、施工中（外部から明視できなくなる箇所は確実に撮影する。）
及び完成後共同一場所、同一方向から撮影すること。

(4) 工事看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載すること。

(5) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。

(6) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。

(11) 工事関係書類等の管理

ア 工事関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期
すること。

イ パソコン及び可搬記憶媒体を駐屯地内に持ち込む場合に、監督官に申し出て必要な処置を行
うものとする。

ウ 契約相手方は、本仕様書を当該工事関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。

(12) 作業実施日及び作業時間

ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。

イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時間（08:15～17:00）に合わせて実施すること。

ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を
得てから作業を実施すること。

(13) 駐屯地内車両通行

ア 駐屯地内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。

イ 駐屯地内車両通行速度は、20km/h以下とする。

ウ 駐屯地内車両通行は、安全運転に万全を期すること。

(14) 発生材等の処理

ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬出
する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従うこと。

イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めること。

ウ 産業廃棄物の処理については、契約相手方の責任において各種関係法令に基づき適切に処分
し、産業廃棄物管理票E票の写しを、その他監督官の指示するものを提出すること。

なお、産業廃棄物管理票における排出事業者とは契約相手方とし、E票の写しについては最
終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、工期末までに監督官に
提出すること。

(15) 工事完成検査

ア 契約相手方は監督官と共に、検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は契約
相手方の負担により是正したした後、再受検すること。

イ 完成後検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。

6 工事特記仕様

(1) 施工要領

ア 図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮して、細部の取合い等につ
いては、監督官と協議した後施工すること。

イ 電気設備工事完了後、絶縁抵抗測定を実施すること。

ウ 各種試験結果については、貴社様式にて1部作成し官側へ提出すること。

(2) 数量等については図面番号4/6～6/6のとおりとする。数量については設計数量である。

(3) 本工事の実施にあたり作業に使用する場合に必要な資格等は下記のとおりとし、事前に監督官に
資格証の写しを1部提出すること。

ア 電気工事士2種を取得した者、又は同等以上の資格を有する者

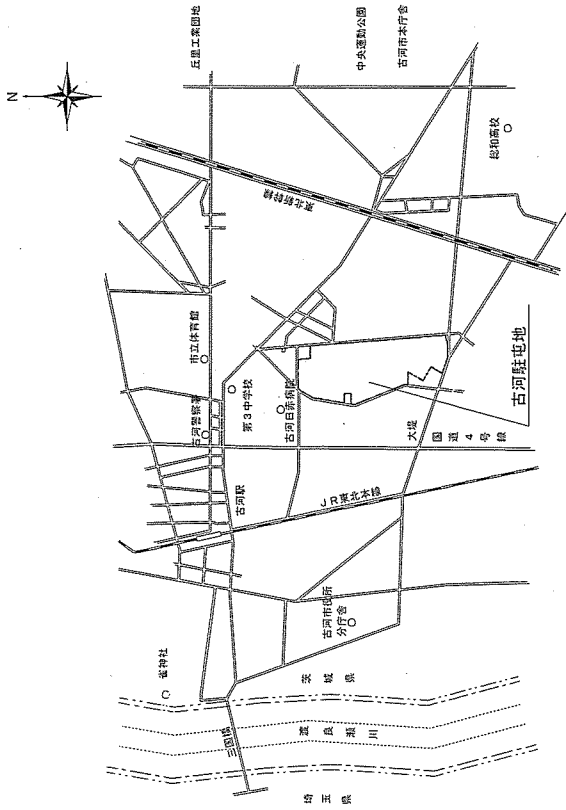
イ 高所作業車運転技能講習又は高所作業車運転特別教育を修了した者

ウ フルハート型墜落制止用器具特別教育を修了した者

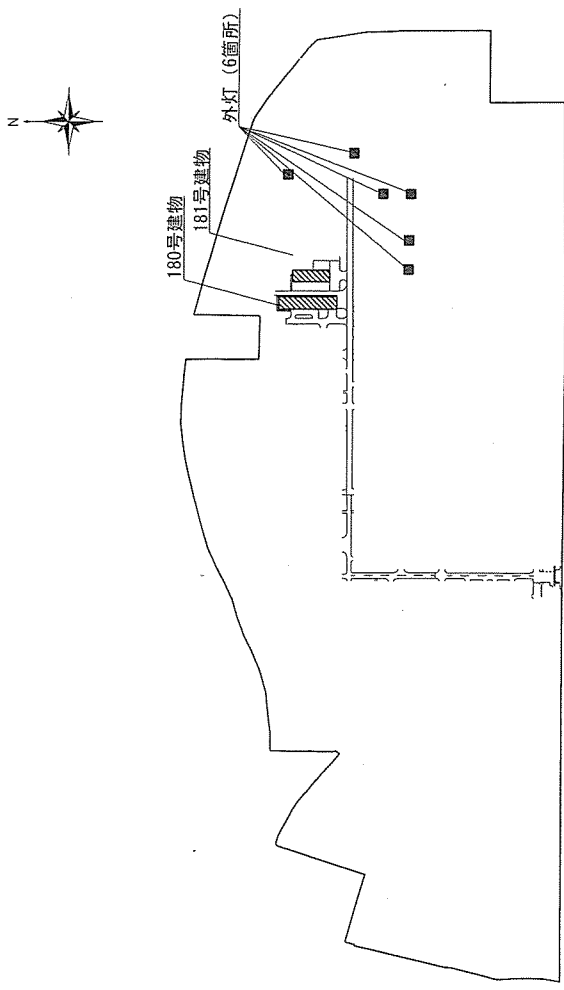
(4) その他

契約相手方は監督官の指示する工事関係資料を提出するものとする。

工事件名	180号建物他照明器具改修工事	図面番号	2/6
図 名	仕様書	縮 尺	-
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R8.7.6

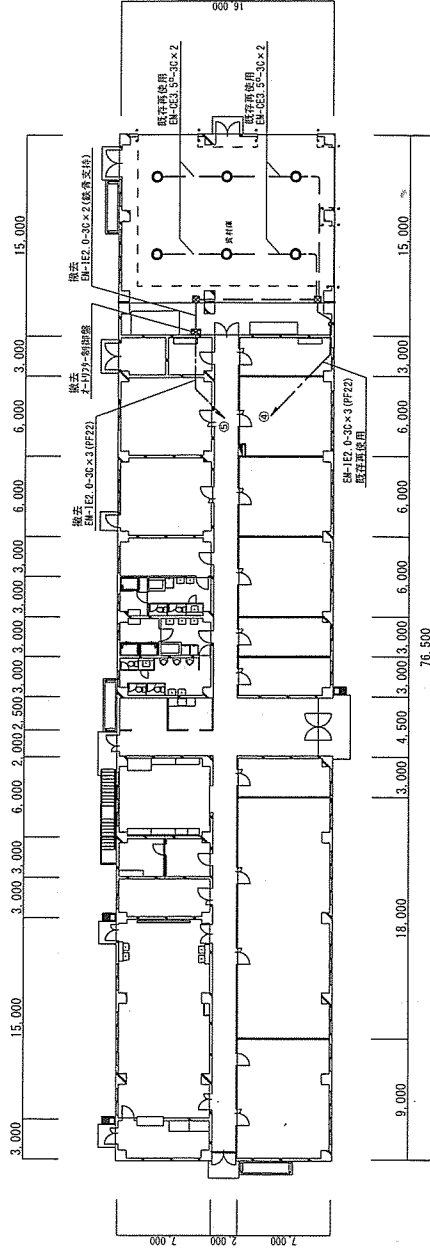


案内図 S=1/X



古河駐屯地配置図 S=1/X

役務件名	180号建物他照明器具改修工事	図面番号	4/6
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班			

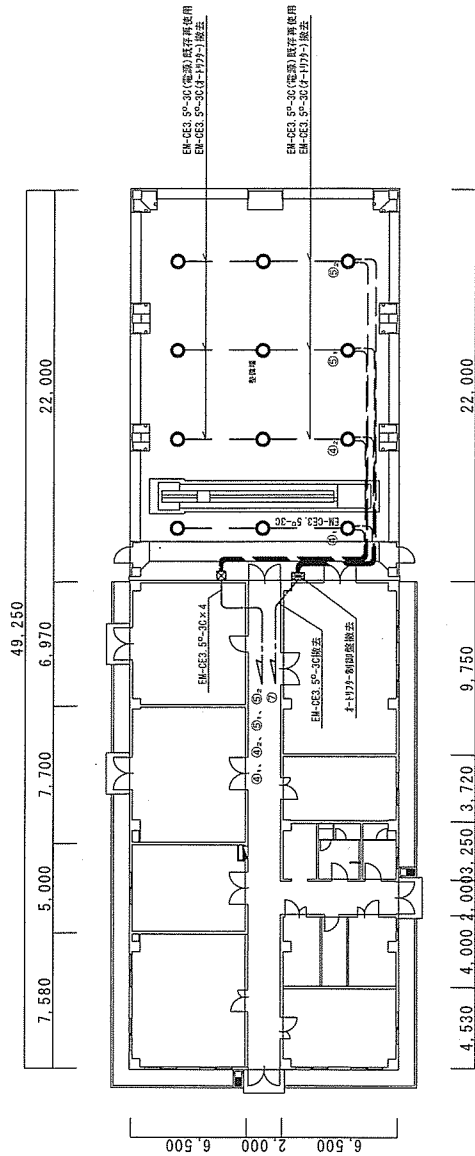


照明器具諸元

器具名	種類	数量	型式	取付高さ
照明器具	蛍光灯	6個	NR21W-250M	FL+6000

※資材庫は高所作業車での施工が可能
※交換する照明器具は既存同等品以上のLED照明器具とする

役務件名	180号建物他照明器具改修工事	図面番号	4/6
図名	180号建物平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班			

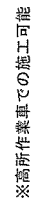


照明器具諸元

器具名	種類	数量	型式	取付高さ
照明器具	照明器具	12個	ISRTW-400M	FL=1200

※交換する照明器具は既存同等品以上のLED照明器具とする

役務件名	180号建物他照明器具改修工事	図面番号	4/5
図名	181号建物平面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科管理班			



役務件名	180号建物他照明器具改修工事	図面番号	6/6
図名	外灯配置図	縮尺	1/3000
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科 営繕班			

数量積算書

件名：180号建物他照明器具改修工事

項目	規格・寸法等	算定	単位	適用数量
1 仮設工事				
高所作業車			式	1.0
2 電気設備工事				
高天井用照明器具	180号建物用 NYM20212LR9		台	6.0
高天井用照明器具	181号建物用 NYM20215LR2		台	12.0
自立型LED外灯照明	NNY22690LE9		台	4.0
外灯照明用カバースイッチ	CKS 2P 15A		台	4.0
LED投光器			台	2.0
取付作業費			式	1.0